

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年2月28日
【発行者の名称】	G Tホールディングス株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 牟田 成
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪四丁目24番58号
【電話番号】	03-6459-3922(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 矢野 義雄
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	G Tホールディングス株式会社 https://gt-hd.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 2022年6月1日 至 2022年11月30日	自 2023年6月1日 至 2023年11月30日	自 2024年6月1日 至 2024年11月30日	自 2022年6月1日 至 2023年5月31日	自 2023年6月1日 至 2024年5月31日
売上高 (千円)	12,982,479	17,674,076	18,450,546	28,061,395	36,094,139
経常利益 (千円)	466,615	753,706	640,538	779,229	892,263
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (千円)	301,737	488,431	462,946	543,946	612,187
中間包括利益又は包括利益 (千円)	303,041	488,431	462,946	545,058	612,187
純資産額 (千円)	2,364,778	3,100,335	3,687,038	2,611,904	3,224,092
総資産額 (千円)	11,816,979	16,481,801	19,317,220	13,053,280	16,699,305
1株当たり純資産額 (円)	507.55	667.19	793.66	561.91	693.87
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	64.76	105.28	99.79	116.96	131.96
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	102.20	96.87	113.54	128.09
自己資本比率 (%)	20.0	18.8	19.1	20.0	19.3
自己資本利益率 (%)	13.6	17.1	13.4	23.3	21.0
株価収益率 (倍)	—	15.20	16.03	13.68	12.12
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△650,737	△1,778,157	△1,671,531	△888,185	△1,262,797
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	184,624	△389,640	△331,709	△53,596	△419,369
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	897,739	2,370,943	2,156,420	2,043,403	1,929,841
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	1,086,431	1,959,571	2,157,281	1,756,426	2,004,101
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (人)	158 〔39〕	224 〔20〕	281 〔24〕	181 〔41〕	252 〔44〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第3期中は潜在株式が存在しないため記載していません。第3期は、2023年4月18日に東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場したため、新規上場日から2023年5月期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 第3期中の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載していません。
3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 第3期中の中間連結財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第3期、第4期の連結財務諸表及び第4期中、第5期中の中間連結財務諸表につきましては、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、それぞれ東光監査法人の監査及び中間監査を受けております。

6. 2022年12月28日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり中間（当期）純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、連結子会社でありました㈱ブルークウォッチカンパニーは、同じく当社の連結子会社である㈱Good Wayを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年11月30日現在

従業員数(人)
281(24)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2024年11月30日現在

従業員数(人)	8(1)
---------	------

- (注) 1. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 従業員数は就業人員（執行役員及び当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国の経済は、雇用や所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあり消費者マインドの改善がみられる一方で、物価高への懸念や不安定な株価、長期化する人手不足等の影響により緩やかな回復に留まりました。また、ウクライナ情勢や中東の地政学リスクの顕在化等も懸念されており、先行きは依然として不透明な情勢が続いております。

ブランドリユース業界においては、6月に一時161円台まで進行した円安基調が米国経済指標の悪化や金利の引下げ実施を受け、一転140円台まで円高が進行したことなどにより、商品の相場や荷動きに大きな影響を与えた一方で、訪日外客数が2024年11月時点ですでに過去最多であった2019年を超えており、インバウンド需要による業績の拡大やそれを下支えするリユース意識の高まりにより、引き続き市場全体が拡大しております。

当社グループは「確かなものを いつまでも 価値あるものに」という経営理念を掲げ、世の中のニーズに対応し、価値ある商品を提供し続けることで、持続可能な社会の実現を目指してまいりました。

このような状況のもと、販売については、インバウンド需要を含めお客様からのニーズに応えるべく、販売店舗における商品の拡充や店舗スタッフの配置見直し、またG Tオークションにおいては、お客様にとって利用しやすいオークションを目指し、利便性や機能性、商品クオリティの強化を目指し運営してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は18,450,546千円（前年同期比4.4%増）となり、営業利益725,988千円（前年同期比12.7%減）、経常利益640,538千円（前年同期比15.0%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は462,946千円（前年同期比5.2%減）となりました。

なお、当社グループは、「ブランドリユース事業」の単一セグメントとしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は2,157,281千円（前連結会計年度末比153,180千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は1,671,531千円（前年同期は1,778,157千円の減少）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上658,863千円があったものの、棚卸資産の増加額1,810,966千円、未収消費税等の増加額435,743千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は331,709千円（前年同期は389,640千円の減少）となりました。これは主に、投資不動産取得による支出213,572千円、敷金及び保証金の差入による支出79,439千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果取得した資金は2,156,420千円（前年同期は2,370,943千円の増加）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出372,494千円があったものの、短期借入金の純増額2,383,334千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は生産の形態を取らないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループの事業は受注の形態を取らないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業で示すと、次の通りであります。

事業の名称	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	前年同期比(%)
ブランドリユース事業(千円)	18,450,546	104.4
合計(千円)	18,450,546	104.4

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)OKURA	1,852,437	10.5	—	—

(注) 当中間連結会計期間は10%未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、2024年8月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、株式会社日本M&Aセンターを担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年10月に株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本中間発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下、「産活法」という。)第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。))又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次の(イ)から(ハ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ハ)までに定める書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日

c 甲が、 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下、本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16)全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17)反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18)その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、一ヶ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、当中間連結会計期間末時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産の残高は19,317,220千円で、前連結会計年度末に比べ2,617,915千円増加しております。棚卸資産の増加1,810,966千円、未収消費税等の増加439,587千円、現金及び預金の増加155,680千円が主な変動要因であります。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債の残高は15,630,181千円で、前連結会計年度末に比べ2,154,968千円増加しております。長期借入金（1年内返済予定も含む）の減少130,494千円、短期借入金の純増加2,383,334千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は3,687,038千円となり、前連結会計年度末に比べ462,946千円増加しております。これは当中間連結会計期間末における親会社株主に帰属する中間純利益462,946千円計上による利益剰余金の増加が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	18,000,000	13,340,800	4,659,200	4,659,200	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数100株
計	18,000,000	13,340,800	4,659,200	4,659,200	—	—

(注)未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式140,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2022年12月17日取締役会決議

区分	当中間連結会計期間末現在 (2024年11月30日)	公表日の前月末現在 (2025年1月31日)
新株予約権の数(個)	700	700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	140,000(注)1	140,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,600(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年12月26日 至 2032年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,600 資本組入額 800	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、普通株式200株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。
 - (1) 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。ただし、別途取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (4) その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権発行要領」で定める条件による。
5. 新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)5に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2024年6月1日～ 2024年11月30日	—	4,659,200	—	100,000	—	—

(6) 【所有者別状況】

2024年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	17	18	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1	—	—	46,591	46,592	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	0.0	—	—	100.0	100	—

(注) 自己株式20,000株は、「個人その他」に200単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

2024年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
牟田 成	東京都目黒区	3,420,900	73.74
前田 剛志	横浜市都筑区	885,000	19.08
濱田 沙希美	東京都品川区	79,600	1.72
野中 大典	川崎市中原区	45,600	0.98
渡邊 智浩	大阪市福島区	36,000	0.78
金澤 俊雄	横浜市都筑区	20,000	0.43
小松 裕輔	千葉県流山市	20,000	0.43
小林 弘幸	横浜市鶴見区	20,000	0.43
向後 雄章	横浜市都筑区	20,000	0.43
小川 晃	横浜市都筑区	20,000	0.43
鈴木 大輔	横浜市鶴見区	20,000	0.43
計	—	4,587,100	98.88

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,639,200	46,392	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,659,200	—	—
総株主の議決権	—	46,392	—

② 【自己株式等】

2024年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) G Tホールディングス(株)	東京都港区高輪四丁目24番 58号	20,000	—	20,000	0.43
計	—	20,000	—	20,000	0.43

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 2024年6月から2024年11月について、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)の中間連結財務諸表について、東光監査法人の中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,004,602	2,160,282
売掛金	710,661	687,680
営業貸付金	629,595	565,268
棚卸資産	※1、3 10,883,064	※1、3 12,694,031
未収消費税等	537,645	977,233
その他	203,644	259,317
流動資産合計	14,969,214	17,343,812
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	679,816	656,632
リース資産（純額）	15,395	12,483
その他（純額）	156,196	180,385
有形固定資産合計	※2 851,408	※2 849,501
無形固定資産		
のれん	94,181	82,183
その他	16,507	14,045
無形固定資産合計	110,688	96,228
投資その他の資産		
投資有価証券	4,231	4,231
敷金及び保証金	545,984	613,780
繰延税金資産	155,621	139,452
その他	62,156	※3 270,212
投資その他の資産合計	767,994	1,027,676
固定資産合計	1,730,090	1,973,407
資産合計	16,699,305	19,317,220

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,825	20,773
短期借入金	※3、4 9,346,326	※3、4 11,729,660
1年内返済予定の長期借入金	772,276	※3 757,599
リース債務	6,112	5,770
未払法人税等	238,216	179,917
未払金	316,942	325,111
その他	122,085	150,210
流動負債合計	10,833,784	13,169,042
固定負債		
長期借入金	2,268,650	※3 2,152,832
リース債務	10,666	7,967
繰延税金負債	205	—
長期未払金	361,907	300,338
固定負債合計	2,641,428	2,461,138
負債合計	13,475,212	15,630,181
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	3,118,982	3,581,928
株主資本合計	3,218,982	3,681,928
新株予約権	5,110	5,110
純資産合計	3,224,092	3,687,038
負債純資産合計	16,699,305	19,317,220

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
売上高	17,674,076	18,450,546
売上原価	15,013,236	15,481,684
売上総利益	2,660,839	2,968,862
販売費及び一般管理費	※1 1,829,237	※1 2,242,873
営業利益	831,602	725,988
営業外収益		
受取利息及び配当金	40	230
受取保険金	—	14,201
受取補償金	1,878	—
不動産賃貸料	—	3,155
その他	3,294	3,771
営業外収益合計	5,212	21,358
営業外費用		
支払利息	66,800	93,296
支払手数料	9,260	—
シンジケートローン手数料	2,512	2,966
その他	4,535	10,546
営業外費用合計	83,108	106,809
経常利益	753,706	640,538
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 5,454
受取和解金	—	※4 12,870
特別利益合計	—	18,325
特別損失		
固定資産除却損	※3 1,010	—
投資有価証券売却損	1,961	—
特別損失合計	2,971	—
税金等調整前中間純利益	750,735	658,863
法人税、住民税及び事業税	276,611	179,952
法人税等調整額	△14,306	15,963
法人税等合計	262,304	195,916
中間純利益	488,431	462,946
親会社株主に帰属する中間純利益	488,431	462,946

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
中間純利益	488,431	462,946
中間包括利益	488,431	462,946
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	488,431	462,946

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	2,506,794	2,606,794	5,110	2,611,904
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益		488,431	488,431		488,431
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	488,431	488,431	—	488,431
当中間期末残高	100,000	2,995,225	3,095,225	5,110	3,100,335

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	100,000	3,118,982	3,218,982	5,110	3,224,092
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する 中間純利益		462,946	462,946		462,946
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	462,946	462,946	—	462,946
当中間期末残高	100,000	3,581,928	3,681,928	5,110	3,687,038

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	750,735	658,863
減価償却費	49,061	82,086
のれん償却額	11,997	11,997
賞与引当金の増減額 (△は減少)	288	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	13,303	—
受取利息及び受取配当金	△40	△230
受取保険金	—	△14,201
支払利息	66,800	93,296
投資有価証券売却損益 (△は益)	1,961	—
受取和解金	—	△12,870
固定資産除却損	1,010	—
固定資産売却損益 (△は益)	—	△5,454
売上債権の増減額 (△は増加)	△69,388	26,538
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,212,103	△1,810,966
仕入債務の増減額 (△は減少)	156,816	△59,920
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△238,520	△435,743
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	△19,074	10,750
営業貸付金の増減 (△は増加)	△76,305	64,327
その他	18,593	13,488
小計	△1,544,866	△1,378,039
利息及び配当金の受取額	32	230
利息の支払額	△65,077	△93,296
法人税等の支払額	△200,818	△238,252
法人税等の還付額	32,571	11,755
保険金の受取額	—	14,201
和解金の受取額	—	11,870
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,778,157	△1,671,531
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△16,035	△36,584
有形固定資産の売却による収入	105	5,454
無形固定資産の取得による支出	△2,000	△858
投資有価証券の売却による収入	2,039	—
投資不動産の取得による支出	—	△213,572
定期預金の純増減額 (△は増加)	599	△2,500
敷金及び保証金の差入による支出	△152,624	△79,439
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△221,725	—
その他	—	△4,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	△389,640	△331,709
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,173,326	2,383,334
長期借入れによる収入	671,000	242,000
長期借入金の返済による支出	△403,941	△372,494
割賦債務の返済による支出	△66,367	△93,379
リース債務の返済による支出	△3,074	△3,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,370,943	2,156,420
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	203,145	153,180
現金及び現金同等物の期首残高	1,756,426	2,004,101
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,959,571	※ 2,157,281

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称：グローバルトレード㈱、㈱宝美堂、エクシードGT㈱、㈱エイト、大阪屋質店㈱、㈱ティービーマネジメント、(有)マルベニ、㈱GTファイナンス、㈱Good Way

前連結会計年度において連結子会社でありました㈱ブルークウォッチカンパニーは、同じく当社の連結子会社である㈱Good Wayを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 5～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法(5年)を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループにおける顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

① ブランド品買取・販売

ブランド品買取・販売においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等の買取・販売を行っております。商品販売については、顧客に商品を引き渡した時点において履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内出荷の場合には商品の出荷時から当該商品に対する支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、商品の出荷時に収益を認識しております。また、取引価格は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品等を控除した金額で算定しております。

② オークション運営

オークション運営においては、中古品をメインとしたバッグ・時計・宝石等を取り扱うオークションを運営しております。収益については、主に出品手数料、落札手数料であります。両手数料は、当社グループが開催するオークションにおいて取引が成立した時点で収益を認識しております。

③ 質屋業

質屋業においては、預かった品物(質物)を担保として金銭を貸し付けるサービスを行っております。品物(質物)の返還時に発生する質料は、金銭の貸付に対する利息の性格を有するものであります。この質料は後払いで入金されますが、質料を支払って契約を継続するか流質させる(質物を放棄し、債務の弁済に充てる)かについては、顧客に選択肢があるため、質料は入金時点で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、総額表示しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入金の返済による支出」及び「短期借入れによる収入」は、借入期間が短く、かつ回転期間が速いため、当中間連結会計期間より、「短期借入金の純増減額(△は減少)」として純額表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「短期借入れによる収入」2,685,000千円及び「短期借入金の返済による支出」△511,674千円は、「短期借入金の純増減額(△は減少)」2,173,326千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 棚卸資産の内訳は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
商品	10,878,846千円	12,691,470千円
原材料及び貯蔵品	4,217	2,561

※2 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	375,235千円	442,287千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
棚卸資産(商品)	10,883,946千円	12,696,375千円
その他(投資不動産)	—	120,849
計	10,883,946	12,817,224

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
短期借入金	9,085,000千円	11,385,000千円
1年内返済予定の長期借入金	—	3,584
長期借入金	—	88,415
計	9,085,000	11,477,000

※4 当座貸越契約及び貸出コミットメント

前連結会計年度は、当社及び連結子会社(株ブルークウォッチカンパニー)において、取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行10行と貸出コミットメント契約を締結しており、当中間連結会計期間は、当社及び連結子会社(株宝美堂)において、取引銀行2行と当座貸越契約及び取引銀行10行と貸出コミットメント契約を締結しております。これは、運転資金の効率的な調達を行うことを目的としており、これらの契約に基づく中間連結会計期間末における当座貸越及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	11,700,000千円	11,700,000千円
借入実行残高	9,285,000	115,000
差引額	2,415,000	11,585,000

なお、上記コミットメントライン契約には、以下の財務制限条項等が付されております。

- ①各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。
- ②各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が損失とにならないようにすること。
- ③各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表および損益計算書にもとづき、以下の計算式で算出される連結の棚卸資産回転月数を4.5カ月以内に維持すること
棚卸資産回転月数=商品÷当該決算期の平均月商
- ④各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表にもとづき、以下の計算式で算出される連結のデット・エクイティレシオを4.0倍以内に維持すること。
デット・エクイティレシオ=有利子負債の合計金額÷自己資本の額

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
給料手当	437,810千円	578,685千円
賞与引当金繰入額	288	—
地代家賃	294,970	370,657
支払手数料	355,476	403,527

※2 固定資産売却益の内訳は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
車両運搬具	一千円	5,454千円
計	—	5,454

※3 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
建物及び構築物	1,010千円	一千円
計	1,010	—

※4 受取和解金

取引先等との係争に関し、仲裁判断により受領した和解金であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	4,659,200	—	—	4,659,200
合計	4,659,200	—	—	4,659,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高(千円)
			当連結 会計年度期首	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5,110
合計		—	—	—	—	—	5,110

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	4,659,200	—	—	4,659,200
合計	4,659,200	—	—	4,659,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高(千円)
			当連結 会計年度期首	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	5,110
合計		—	—	—	—	—	5,110

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
現金及び預金	1,991,071千円	2,160,282千円
預け金(注)	50,000	50,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△81,500	△53,000
現金及び現金同等物	1,959,571	2,157,281

(注) 預け金は流動資産のその他に含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器「工具、器具及び備品」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。
前連結会計年度(2024年5月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	545,984	487,838	△58,146
資産計	545,984	487,838	△58,146
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	3,040,926	3,027,007	△13,918
(2) 長期未払金(1年内返済予定を含む)	539,337	529,409	△9,928
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	16,778	16,606	△171
負債計	3,597,041	3,573,023	△24,017

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当連結会計年度(千円)
投資有価証券	4,231

当中間連結会計期間(2024年11月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	613,780	551,739	△62,040
資産計	613,780	551,739	△62,040
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,910,432	2,894,708	△15,723
(2) 長期未払金(1年内返済予定を含む)	452,263	443,877	△8,386
(3) リース債務(1年内返済予定を含む)	13,738	13,623	△115
負債計	3,376,434	3,352,209	△24,225

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、営業貸付金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等の中間連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	当中間連結会計期間(千円)
投資有価証券	4,231

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品
前連結会計年度(2024年5月31日)
該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年11月30日)
該当事項はありません。

- (2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年5月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	487,838	—	487,838
資産計	—	487,838	—	487,838
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	3,027,007	—	3,027,007
長期未払金(1年内返済予定を含む)	—	529,409	—	529,409
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	16,606	—	16,606
負債計	—	3,573,023	—	3,573,023

当中間連結会計期間(2024年11月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	551,739	—	551,739
資産計	—	551,739	—	551,739
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	2,894,708	—	2,894,708
長期未払金(1年内返済予定を含む)	—	443,877	—	443,877
リース債務(1年内返済予定を含む)	—	13,623	—	13,623
負債計	—	3,352,209	—	3,352,209

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間を加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金及びリース債務

長期未払金及びリース債務の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

2024年4月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である(株)Good Way及び(株)ブルークウォッチカンパニーについて、以下の通り(株)Good Wayを存続会社とする吸収合併をいたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称	(株)Good Way
事業の内容	ブランドリユース事業
被結合企業の名称	(株)ブルークウォッチカンパニー
事業の内容	ブランドリユース事業

②企業結合日

2024年6月1日

③企業結合の法的形式

(株)Good Wayを存続会社、(株)ブルークウォッチカンパニーを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

(株)Good Way

⑤その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループにおける事業再編の一環として、連結子会社間の組織運営の強化及び業務の合理化・効率化並びに収益の向上を図ることを目的としております。

(2) 合併により取得の対価として交付した株式の種類別の割当比率及びその算定方法並びに交付する株式数
当社の完全子会社間の合併であるため、本合併に係る新株式の交付及び金銭その他の財産の交付はありません。

(3) 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を有しており、当該契約における賃借期間終了時の原状回復義務に係る債務を資産除去債務として認識しております。なお、不動産賃貸借契約に基づく資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間連結会計期間及び前連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

当該賃貸等不動産の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額、期中増減額及び時価は以下の通りであります。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) 計上額	期首残高	—	—
	期中増減額	—	211,740
	中間期末(期末)残高	—	211,740
中間期末(期末)時価		—	211,740

- (注) 1. 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、増加額は不動産取得（213,572千円）であり、減少額は減価償却費（1,832千円）であります。
3. 期末の時価は、新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
ブランドリユース事業		
ブランド品買取・販売	17,313,995	18,109,146
オークション運営	276,539	256,858
質屋業	83,541	84,540
顧客との契約から生じる収益	17,674,076	18,450,546
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	17,674,076	18,450,546

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当中間連結会計期間に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
㈱OKURA	1,852,437	ブランドリユース事業

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ブランドリユース事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
1株当たり純資産額	693円87銭	793円66銭

1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり中間純利益	105円28銭	99円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	488,431	462,946
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	488,431	462,946
普通株式の期中平均株式数(株)	4,639,200	4,639,200
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	102円20銭	96円87銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	140,000	140,000
(うち新株予約権(株))	(140,000)	(140,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年2月27日

G Tホールディングス株式会社
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

東京都新宿区

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

中 川 治

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

杉 本 拓 司

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているG Tホールディングス株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、G Tホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、

中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上